

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

AI Contact

5

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

4月の出来事

- 有期労働契約に関する新しいルールがスタートしました
- 精神障害者の雇用を義務付ける改正障害者雇用促進法案を国会に提出
- 残業『不算入は違法』確定 研修医の過労死で最高裁
- 平成25年度から雇用促進税制が拡充されました

5月の話題

- 産前産後休業期間中の健康保険・厚生年金保険料を来年4月から免除
- 7月1日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます
- 鳥インフルエンザを感染症法に基づく「指定感染症」に定める政令を施行
- 元リニモ社員らに賠償命令 名古屋地裁, 6000万



くつ吉くん (2013.5 撮影: 古谷)



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

法改正トピックス

【助成金】雇用調整助成金制度の変更について

雇用調整助成金は、平成 25 年 6 月 1 日から支給要件に雇用指標の確認が加わります。また、休業等(休業や教育訓練)を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引かれるなどの変更も予定されていますので注意が必要です。

■変更概要

(1)雇用指標の確認

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を、平成 25 年 6 月 1 日(※注 1)以降に設定する場合から最近 3 か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、

- ◆大企業：5%を超えてかつ 6 人以上、増加していないこと
- ◆中小企業：10%を超えてかつ 4 人以上、増加していないこと

※注 1：岩手県、宮城県、福島県の事業所は、6 か月遅れの平成 25 年 12 月 1 日から実施。

雇用指標の確認について、新たに「**雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書**」書類を初回の計画届と合わせて提出する必要があります。

(2)残業相殺の実施

平成 25 年 6 月 1 日以降の判定基礎期間から休業等(休業や教育訓練)を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働(所定外・法定外労働)をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引くものとする。

- <例> 所定労働時間が 8 時間の事業所で、
- ・判定基礎期間の休業等延べ日数が 20 日
 - ・同期間の休業等対象者の時間外労働時間数が合計 32 時間であった場合
- 20 日 - 4 日 (32 時間 ÷ 8 時間) = 16 日分支給**

残業相殺について、新たに「**雇用調整実施事業所の時間外労働の状況に関する申出書**」書類を支給申請書と合わせて提出する必要があります。

(3)短時間休業実施の際の留意点

特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業(※注 2)について、以下の場合は、助成対象になりません。

- ◎始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合
<例>就業時間 8:30~17:30 の事業所で、13:00~14:00 の短時間休業とする場合は助成対象にならない。
- ◎短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合
- ◎出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

(※注 2)休業時間は 30 分を単位とし、30 分に満たない場合は切り捨てるものとする。

詳しくは下記ホームページをご確認ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

『ジューンブライド～お嫁さんを扶養親族にする場合～』

- 健保法第3条7項 被扶養者 -

幸せな結婚のジンクスの一つに「ジューンブライド」があります。これはヨーロッパから伝わったものだそうです。家族が増えることはその人の人生の一大イベント。会社は幸せをお祝いと同時にどんなことをする必要がありますのでしょうか。

さて、今月も増田社長から相談を受けた岡田社労士。今回は何があったのでしょうか。ちょっとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長：平成24年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの35歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田：「え～、どうもこんばんは。…いや、軽すぎるかな。あ～、ただ今ご紹介に預かりました……。ぶつぶつぶつぶ……」



岡田：「……………」

あ…増田社長、どうなさいました？」

増田：「あっ！！岡田さん！いやあ～、実は6月に結婚する従業員がいてね。結婚式のスピーチを頼まれてしまったんですよ。なんだか今から緊張しちゃいましたね。どうせ誰も聞いてないのに（笑）」

岡田：「おや、そうだったんですね！ジューンブライドですか、それはおめでたいです！ちなみにどなたが結婚されるんですか？」

増田：「12月に入った師走くんです！あ、めでたいといえば、今回はマタニティウエディングみたいです！あ、そうだ。仕事の話ですが、今回の結婚に伴って、師走くんの扶養うんぬんの手続きが必要になるんですよ？ちょっと教えてもらえますか？」

岡田：「もちろんです！ちなみにお嫁さんは何をされている方ですか？」

増田：「たしかパートをやっていると聞きました」

岡田：「なるほど。ちなみに扶養親族に申請する場合には、アイコンタクト24年11月号でも紹介しましたが、収入要件があります」

増田：「103万？130万？とかいうやつですか？」

岡田：「そのとおりです。もう一度おさらいいたしますと…」

税金の扶養控除が満額で受けられる収入の範囲は年間103万円以下、健康保険の扶養の範囲は年間130万円未満です。ここに差があるため、健康保険の扶養の範囲はクリアしたとしても税金でオーバーするケースも出てきます。

増田：「そうでした、思い出しました！確かお嫁さんは週3日勤務で収入はひと月9万円くらいって言ったな。あ、でも妊娠する前までの2月末までは正社員で、月30万円くらいもらっていたようです。この場合は、 $(30万 \times 2 \text{ か月}) + (9万 \times 10 \text{ か月}) = 150 \text{ 万円}$ になりますよね。この場合2013年の年収見込みが130万を超えるから、税金と健康保険の扶養の範囲を超えているってことになるのでしょうか…？」

岡田：「税金の扶養の範囲は恐らく超えてしまいましたが、健康保険においてはその心配はありません」

健康保険の「年間130万円未満の「年間」とは、暦の1年間での判断ではなく、「今後向こう1年間」の年収が130万円未満であるかで判断します。そのため実際には、 $月収が 130万 \div 12 = 108,333 \text{ 円}$ 未満であれば、扶養に該当すると考えられています。

増田：「あ、そうなの…。それはよかった」

岡田：「収入要件以外にも、扶養親族の状況によっては、いろいろな証明書類を保険者（健康保険の運営側）に提出する必要がありますので、ご注意ください！

また、今後ご出産をされましたら、お子様を師走さんの扶養に入れる手続き等も発生しますので、その際はご連絡ください」

増田：「了解！ちなみにお嫁さんの年金に関してはいったいどうなるんですかね……………」

岡田：「それは次号に続くんです」



★ここがポイント！

■Q.1 そもそも健康保険の扶養とはなんですか？

A. 健康保険、国民健康保険の場合は、それぞれのルールに基づいて、保険料が発生します。

それに対し、扶養の人は保険料がかからず、病院・薬局にかかることや給付サービスを受けることができます。養っている人がその分多く保険料を払うこともありません。

*ただし、通院の費用や薬の代金はかかります。

■Q.2 配偶者の母・父も扶養に入れたいと思うのですが、年金をもらっているため、ひと月あたりの収入が108,333円を超えています。この場合には、扶養とは認められないのでしょうか。

A. 60歳以上の方や一定の障害をお持ちの方は、健康保険上の収入要件が130万円未満から180万円未満へと変わります。そのため、ひと月あたりの収入が15万円未満であれば扶養に該当すると考えられています。

ただし、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することになりますので、75歳以上の方は扶養から外れなくてはならないこと、また、配偶者の父母の場合は、被保険者と同居していることが条件ですので、ご注意ください。

年金新時代・始まる

日本年金機構が発表した統計によると、平成 24 年 12 月に事前送付した年金請求書は 146,535 件でした。年金請求書は受給開始年齢の 3 か月前に送付することになっており、12 月送付は今年 3 月に 60 歳になる人に向けて送ったものです。ところが翌月の平成 25 年 1 月に事前送付した請求書は約半数の 78,002 件に留まりました。すなわち、4 月より男性の厚生年金の支給開始年齢が 61 歳に引き上がったことにより、3 月にもらえる人の半数になってしまったことを示しています。

本誌 2 月号において、改正高年齢者雇用安定法の特集記事を組ませていただきましたが、この改正はまさに年金法改正にリンクして対応されたものです。「60 歳からは年金と雇用保険が支給されるので、あわせて給与も 6 割に調整」というようなモデルが通用しなくなりました。まさに、年金新時代の到来といつてよいと思います。

もとより支給開始年齢から年金額、受給する年金の種類は千差万別です。これまでも個々の実情に即した相談をお受けしてきましたが、対応が不十分であったことは否めません。

その反省より、会社で働く従業員の皆様の年金相談をお受けすることが不安の解消につながり、結果として企業の発展にもつながるとの考え方に立ち返り、年金相談会を開催することになりました。

平日・休日を問わず希望の日時でご相談いただけます。御社への訪問はもちろん、指定の場所にもうかがいます。「なるべく他の人には聞かれたくない」など事情があれば弊所でのご相談も可能です。

ご要望は、mikura@sr-aijimusho.co.jp (担当：三倉)までお願いします。詳しい内容など、調整いたします。

やさいのちから

【アスパラガス - Asparagus】

名前の由来は、「たくさん分かれる」といった意味があり、ギリシャ語の語源に「新芽」という意味をさすといわれています。

由来のとおり、地面に張った根には貯蔵根がたくさんあり、それに蓄えた栄養で一つの株から新芽が何本も萌えてきます。その中で何本かは残って葉になり、次の収穫のための栄養となって翌年に備える仕組みになっています。

一年中出回っていますが、5 月、6 月は特においしい時期。次の年に備える仕組みなどは「かしわ餅」の葉にも似ています。

カロチンも多く含まれ、アスパラギン酸は疲労回復や滋養強壮にも優れていますので、サラダの主役にも匹敵します。



からだのふしぎ

【熱中症に注意！】

「熱中症」は梅雨入り前の 5 月頃から発生し、7 月下旬～8 月上旬に多発します。

水分補給のポイントは、一度に飲む量は一口から 200ml 程度。人は一気に 500ml 以上の水分を取ることは不可能とも言われています。

また、水だけでは吸収のスピードが遅いので、一緒に塩分を取ることも大切です。なおそれに、糖分を取ることでより効果的になります。

これらをバランスよく調整しているのが最近のスポーツドリンクです。より良い効果が得られます。スポーツの前に、最中に、後に十分に取るように心がけましょう。

炎天下でのゴルフの後のビールはとて最悪なパターンとのことです。ご注意ください！



編集好機

アベノミクス効果なのか、「今年の GW は財布の紐が緩みました！」というインタビューがテレビに流れたり、「株ですごく儲けて、ブランド物のカバンを買っちゃいました！」などとニコニコ顔の女性が出ていたり。また、不動産も好調で、都内の一戸建、それも高めの設定の家屋もあつという間に成約しましたなどと報道されています。はたしてそんな効果が本当にでていたのでしょうか。実感として感じられるのはいつの日なのかと心待ちです。

また一方では、解雇した際に保証金などの金銭で解決しようとした、新たな解雇ルールの導入が見送られたといわれています。現在、解雇を行うには 2 つの大きなポイント（30 日前の通知、30 日以上賃金支払い）が法制化されています。

解雇を行う経営者の中には、恣意的なものや優位的立場を利用した権力を行使する方もいますが、違法性を持った従業員も多く存在するわけです。そういった問題を解決するために、金銭解決を目論みましたが見送りとなったわけです。

大幅な規制緩和を打ち出した安倍政権ですが、参院選を控えあらゆる方面からの団体の圧力に負けた（気を遣った？）影響なのかと勘繰りますね。

文責：福島